

高等部3年生就職決定までの流れ 佐織特別支援学校

1 学校から企業へ実習を依頼する（4月～）【学校→実習先】

2 実習事前打ち合わせ（実習の2週間前めど）【本人・保護者】

- ・実習先担当者・本人・保護者・担任で実習の詳細を確認します。

3 前期産業現場等における実習（6月中旬）【本人・保護者】

- ・就職の可能性の判断をしていただきます。
- ・保護者の方も見学と反省会をお願いします。

支援センターへの登録（7～8月めど） 【本人・保護者】

本人と保護者が海部障害者就業・生活支援センターに出向き、面談・登録をしてください。事前に面談の予約が必要となります。

ハローワークでの求職者登録（7～8月めど） 【本人・保護者】

求人に応募をするためには、ハローワークに行って求職者登録をする必要があります。本人と保護者がハローワークに出向き、求職者登録をしてください。特に予約の必要はありません。

重度知的障害者判定（職業センターの指定日）【本人・保護者】

（※IQを照会後、対象者のみ受ける。後日結果を連絡します。）

対象者となった場合、本人と保護者で、障害者職業センター（伏見）に出向き、判定を受けてください。

4 後期産業現場等における実習（9月末～10月初旬）【本人・保護者】

- ・卒業後の就労に向け、より職場への適応性や仕事内容を深める機会とします。

5 求人票をもらう【実習先→学校】

- ・実習先事業所が高卒用求人票を作成し、ハローワークへ提出し、受理印を受けた求人票の写しが学校へ送られます。

6 求人票の確認【本人・保護者】

- ・記載内容の確認をします。

7 応募書類の作成【本人】

- ・履歴書を作成します。（内容は、担任と一緒に考えます。）

8 応募書類の送付【学校→ハローワーク→実習先】

- ・学校からハローワークを経由し、応募書類（履歴書・調査書）を実習先へ送付します。

9 入社選考（面接・作文など）【本人・（保護者）・（学校）】

- ・会社によって、選考内容が違います。保護者や学校も同行する場合があります。

10 内定通知【実習先→学校】

- ・実習先より学校へ内定通知を送付していただきます。

11 内定伝達式【本人】

- ・校長より、本人に手渡しします。

12 ワークサポーターとの交流会及び情報交換会

（卒業式の次の日）【本人・学校】

- ・卒業後の就労支援を受けやすいように、ワークサポーターと関係を深める。

13 入社前支援者会議（卒業式以降）

【本人・保護者・学校・ワークサポーター】

- ・実習先担当者・本人・保護者・担任・ワークサポーターで、就労に向けて詳細の確認、支援内容の引き継ぎを行います。